

「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年度～令和6年度）」（素案）に対するパブリック・コメント手続きによる意見の概要及び本市の考え方（案）

（１）就業支援

資料 2 -2

通し番号	意見要旨	本市の考え方（案）
1	企業等に短時間労働の開拓・推進をしていただきたい。	今回の素案に基づき、ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、個別に社会福祉法人や民間企業を訪問するなど求人開拓を行い、ひとり親家庭等の雇用促進のため、企業への働きかけを推進します。 また、大阪市において会計年度任用職員等を雇い入れする際、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに求人登録し、ひとり親家庭等の雇用の促進を図るよう取り組みます。 ひとり親を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部を助成する「特定求職者雇用開発助成金」等については、国の制度として大阪労働局において実施しており、今後も連携し、企業に対し制度の周知を進めます。

（２）子育て・生活支援

通し番号	意見要旨	本市の考え方（案）
2	母子生活支援施設が、地域の子育ての拠点として、施設内の親子だけでなく、地域で生活するひとり親家庭の相談やネットワークを活用した支援を提供するとともに、家族の再構築支援や退所した後もアフターケアなど、ひとり親支援、こどもの支援に努める必要がある。	今回の素案に基づき、母子生活支援施設について、母子家庭が安心して生活できる環境を整えるとともに、母子家庭の母に対する就業相談や生活指導、こどもの健やかな育成のため施設内保育の実施を推進するなど、その就業自立に向けた支援の充実を図ります。 また、施設を退所した母子に対し関係機関によるネットワークを活用した支援を継続して行うことにより、地域における母子の自立生活を支援します。 加えて、地域で生活するひとり親家庭等の様々な相談に応じるとともに、専門性と地域ネットワークを活用した支援を提供します。虐待等の理由により、母子分離に至る前や、児童養護施設等に入所した子どもが再び母と生活するにあたり、母子生活支援機能を活用して、母子を継続的に見守り、家族関係再構築を支援します。
3	保育環境は重要であるが、待機児童がゼロであっても保留児がいる状態である。地域の保育所に入園できない事情の家庭がいることを鑑みて、多様な保育環境を提供願いたい。	今回の素案に基づき、保育所保育指針における保育所の役割の中に、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うこととされています。本市においては、この趣旨をふまえ、一時預かり保育や園庭開放・育児相談などの地域子育て支援事業を行うとともに、待機児童対策として、保育を必要とする全ての児童の入所枠確保に向け認可保育所等の計画的な整備に取り組んでいます。

通し番号	意見要旨	本市の考え方（案）
4	ひとり親家庭の母、父が、ひとりで過ごせる時間を確保できる制度、仕事とかじゃない時間で自分が楽しめる時間を確保できる制度が大切なことだと思う。	今回の素案に基づき、就学前までの児童を対象に、日中一時的に保育を行う「一時預かり事業」や宿泊を伴うかたちで保育を行う「子どものショートステイ事業」の取組を推進します。育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担軽減を理由として当該事業を利用していただくことも可能です。

（５）サポート体制の充実

通し番号	意見要旨	本市の考え方（案）
5	計画をみると、「子」に対しての相談体制や支援が「親」に比べて記述が少ない印象がある。 小学生高学年になると、親に気を使って親に相談できないケースも多くあると思う。そういった場合の相談窓口はまず学校になると思うが、学校以外で（特に学校の長期休暇中、土日祝日、夜間）気軽に相談できる窓口について、もっと広報体制等を充実してほしい。	こどもの相談窓口としましては、不登校やいじめ、対人関係や学習・進路、そのほかにも気にかかっていることを何でも気軽に相談できる電話教育相談「24時間子どもＳＯＳダイヤル」を24時間365日開設しています。 こどもや保護者等に対して、より積極的に周知するため、大阪市立小学校・中学校・高等学校の全児童生徒に携帯用窓口周知カードを配付するとともに学校内でのポスター掲示を行っています。また、大阪市のＷｅｂページや保護者宛のスクールカウンセラーによる相談案内の文書にも、電話教育相談に関する内容を記載し、幅広く周知することに取り組んでいます。 また、子どもたちのコミュニケーションの手段として音声通話よりもＳＮＳを日常的に利用しているという実態を受け、相談窓口の選択肢を広げ、気軽に相談できる環境づくりを進めることを目的に「LINEによる相談窓口」があります。 この相談窓口につきましても、小学校・中学校・高等学校に通う児童生徒を対象に、「LINEによる相談窓口」ＱＲコードが記載された利用案内を各校で、複数回、配付し周知に努めています。 今後も学校等とより一層の連携を図り、保護者・児童生徒に対して周知を進めるとともに、いただいた内容を踏まえ、素案を変更してまいります。